

自由権規約委員会 生命の権利に関する一般的意見を公表

2018/11/01

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会は、自由権規約 6 条(生命の権利)の法的指針となる、新たな一般的意見を公表した。この一般的意見は、生命の権利と他の人権や他の国際法規範との関係などの複雑な問題に言及し、政府には環境悪化・紛争・極度の貧困など様々な難題から生命を保護する義務があることを明らかにしている。また、領域内に基礎を置く個人や企業の活動の影響を被る場合、領域外の人々であっても政府には保護する義務があるとしている。さらに、死刑を廃止していない国々は漸次廃止に向かうべきであると明記している。委員長は、生命の権利は他の全ての人権享受の前提条件であり、この一般的意見は、“究極の権利”である生命の権利から生じる義務に関する、意義深い権威ある文書であると述べた。次の一般的意見では 21 条(平和的集会)が扱われる。この起草作業は 2019 年 3 月 4 日に始まる次会期から行われる予定である。

人種主義に関する専門家がネット上の人種主義への対策を求める

2018/11/01

国連人権高等弁務官事務所

現代的形態の人種主義に関する特別報告者が、国連総会に報告書を提出し発言した。内容は以下のとおり。ソーシャルメディアやその他のデジタルプラットフォームが、ヘイトスピーチの拡散や暴力の扇動に利用されている。1995年には3つに過ぎなかった人種主義のウェブサイトは、2011年には1万4千以上と劇的に数を増やした。インターネットの無規制・分散化・格安・匿名性という特質が、過激集団のネットワーク構築や憎悪メッセージの拡大を可能にしている。YouTube、Twitter、Facebookなどのテクノロジー企業は、自身のプラットフォームが過激主義の安全な隠れ家とならないようにしなければならない。各国政府とテクノロジー企業に対して、デジタル分野での憎悪と差別の扇動の根絶に協力して取り組むよう求める。政府は刑事・民事処分だけでなく、まずポピュリスト・ナショナリスト・ネオナチの増加が人種的平等を脅かすことを明確に認識しなければならない。

強制失踪委員会開催の予定 日本についても審査

2018/11/01

国連人権高等弁務官事務所

強制失踪委員会が11月5～16日に開催される。この会期では、日本とポルトガルが審査され、メキシコのフォローアップも行われる。委員会は、条約の実施に関わる問題について、各国政府代表と討議し、NGOや国内人権機関からも意見を聞く。日本の審査は、5日15時～18時、6日10時～13時に行われ、会合の様子はインターネット配信される(<http://webtv.un.org/live/>)。日本に対する最終見解は16日に公表される予定である。強制失踪委員会は強制失踪条約の実施を監視する機関であり、世界中から選出された10名の独立の人権専門家から成る。彼らは締約国の代表としてではなく、個人の資格で委員を務める。上記の3カ国を含む条約締約国(現締約国は59カ国)は、委員会に報告書を提出し審査を受けなければならない。委員会の最終見解は、各国の条約上の人権義務の実施状況を独立に評価するものである。

自由権規約委員会 活動方法を討議

2018/11/02

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会は活動方法について討議を行った。副委員長が質問リストに関する作業部会の報告書を説明し、質問リストと事前質問リストは、報告書の審査と締約国との対話を行うための極めて重要なステップであり、また、対話中に委員が行う質問の大部分がこれらのリストに基づいているため、最終見解で取り上げたい懸念事項や勧告を意識してリストは作成されなければならないと述べた。さらに、作業部会の勧告は、リスト作成の標準的方法の欠如、市民社会の参加、リストの分量と形態、リスト草案の作成における事務局・報告者・タスクフォースの役割などに言及していると説明した。委員からは、作業部会の報告書は質が高く包括的で有用であると評価された。委員会は討議の後、作業部会の報告書を委員会の正式文書とし、次会期に就任する新委員に配布すること、次の委員長ら役員は報告書にある勧告について作業を続けることを決定した。

自由権規約委員会第 124 会期閉幕

2018/11/02

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会第 124 会期が閉幕した。今会期では、ベラルーシ、スーダン、ギニア、ベリーズ、ブルガリアの報告書に対する最終見解と勧告が採択された。個人通報については、14 件が規約違反あり、1 件が違反なしとされ、4 件が受理不能、4 件が審理打ち切りとなった。また、生命の権利に関する一般的意見が採択され、第 30 回人権条約機関議長会合で採択された文書「全条約機関の最終見解・決定・所見の共通フォローアップ手続きの要素」を支持することが決定された。さらに、自由権規約 22 条(結社の自由)と社会権規約 8 条(労働組合)に関する共同声明を作成することも決定された。第 125 会期は 2019 年 3 月 4～29 日に開催され、アンゴラ、エストニア、メキシコ、ニジェール、ベトナムの報告書審査、報告書のないドミニカ、エリトリア、セントビンセント・グレナディーンの状況の検討が行われる予定である。

強制失踪委員会第 15 会期開幕

2018/11/05

国連人権高等弁務官事務所

強制失踪委員会第 15 会期が開幕した。今会期では、日本、メキシコ、ポルトガルの第 1 次報告書について審査が行われる。開会にあたり、人権高等弁務官事務所の代表が発言した。代表は、バチレ新人権高等弁務官が人権理事会での初めての発言で強制失踪の問題に言及し、多くの人権問題で人権条約機関が果たしている中心的な役割を認めたことを紹介した。また、ガンビアの批准により、強制失踪条約の締約国は 59 カ国になったこと、カーボヴェルデ、カメルーン、カナダ、ジブチ、ウズベキスタンが普遍的定期審査で勧告された条約の批准を受け入れたことを報告した。さらに、委員会と強制・非自発的失踪作業部会との協力・調整の継続が重要であると強調し、加えて、第 73 回国連総会に提出された国連事務総長の行方不明者に関する報告書には、適用される国際法・制度の枠組み、防止策、行方不明者発見のための方策などが取り上げられていることにも言及した。

強制失踪委員会 日本の報告書審査

2018/11/06

国連人権高等弁務官事務所

強制失踪委員会では日本の第 1 次報告書の審査が行われた。岡村善文人権人道担当大使が報告書を説明し、日本の管理下では強制失踪は行われていないこと、処罰・予防のための多くの法制度が整っていること、1970～80 年に生じた北朝鮮による 17 名の拉致事件は政府の大きな懸念事項であることなどに言及した。委員からは、強制失踪の命令・指示を拒否した者の不処罰に関する明確な保障がないことが指摘され、また、強制失踪と犠牲者の定義、管轄、時効、一事不再理、裁判官・検察官・刑務官・自衛隊関係者への強制失踪に関する訓練などについて質問があった。さらに、強制失踪条約 31 条(個人通報)を受け入れていないこと、市民社会との対話、慰安婦、拘禁施設の独立の視察、代用監獄、司法審査のない拘禁、拘禁施設の登録、移住者の拘禁、犠牲者の真実追求の権利、犠牲者への補償、子どもの誘拐などの問題が取り上げられた。

世界各地で世界人権宣言 70 周年記念行事の予定

2018/11/06

国連人権高等弁務官事務所

12 月 10 日の世界人権宣言採択 70 周年に向けて、人権高等弁務官事務所は今月半ばに「活動月間」を開始し、世界中で様々な記念行事を開催する。次の 14 カ国の都市で開催地に適したテーマのイベントを行う。すなわち、アフリカではダカール、プレトリア、マラケシュ、アジア太平洋ではスバ、バンコク、欧州ではマンチェスター、パリ、ジュネーブ、中南米ではメキシコシティ、パナマシティ、サンティアゴ、中東ではドーハ、北米ではロサンゼルス、ニューヨークの各都市である。各国政府、NGO、研究機関などによる多くの記念行事も世界中で計画されている。人権高等弁務官事務所はまた、世界人権宣言の各条文について毎日短い文章をホームページ(www.ohchr.org)に掲載する予定である。まず、11 月 8 日に「世界人権宣言 30 条文に関する 30 の文章」について紹介し、翌日の 11 月 9 日に第 1 条に関する文章を掲載する。

制裁に関する専門家 経済制裁が人々にもたらす影響を懸念

2018/11/08

国連人権高等弁務官事務所

制裁が人権にもたらす影響に関する特別報告者が声明を発表した。内容は以下のとおり。他国との取引を封じる制裁は市民に対する経済戦争になる。彼らは戦時におけるジュネーブ条約と同様の保護を受けるに値する。各国政府は他国の政府に政治的圧力を加える手段として一般の人々に対する人権侵害を採用してはならず、こうした手段をとることは国際人権法に違反する。経済封鎖は、適切な食料・医薬品・公衆衛生その他の人道的なニーズが確保されたうえで行われなければならない。ジュネーブ第 4 条約は戦時におけるこうした保護を規定している。経済的制裁下にある人々の死亡原因とされるのは、爆発物よりも食料や医薬品の不足である。このような飢えや病気に結びつく形態の闘いは、他の紛争と同じく国際社会の懸念事項である。各国政府はこうした実行を中止する宣言を採択し、経済封鎖中の市民を保護すべきである。

女性差別撤廃委員会 締約国と会合

2018/11/08

国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃委員会は女性差別撤廃条約締約国と非公式の会合を行った。委員長は、委員会は2年前の前回の会合から目覚ましい進歩を遂げたと述べ、その例として、各国報告書に対する最終見解が各国の状況に沿った簡潔なものになったこと、遠隔地の締約国が建設的対話に参加するためにテレビ電話会議の利用が増えたことなどを挙げた。林陽子委員は、国連総会決議 68/268 と他の条約機関との調整に沿った活動方法、特に簡素化された報告手続やフォローアップ手続などを説明し、委員会は脅迫・報復からの人権擁護活動家の保護に関するサンホセ・ガイドラインを支持し、この問題に関する特別報告者を任命したと報告した。他の委員は、個人通報や調査手続担当のスタッフが不足している現状を訴えた。さらに、簡素化された報告手続、質問リスト、各国との建設的対話、最終見解・勧告では「持続可能な開発目標」を考慮しているという説明もあった。

拷問禁止委員会開催の予定

2018/11/08

国連人権高等弁務官事務所

拷問禁止委員会が11月12日～12月7日に開催され、カナダ、グアテマラ、モルディブ、オランダ、ペルー、ベトナムの状況の審査が行われる。各国に対する委員会の見解は12月7日に公表される。会合の様子はインターネット配信される予定である。拷問禁止委員会は各国の拷問等禁止条約の遵守を監視する機関である。委員会は、世界中から選ばれた10名の委員で構成される。彼らは各国の代表としてではなく、個人の資格で委員を務める。条約の締約国（現在165カ国）は、条約と委員会の前回の勧告の実施状況について、定期的に委員会の審査を受けなければならない。委員会の最終見解は、各国の条約上の義務の遵守を独立に評価するものである。

女性差別撤廃委員会第 71 会期閉幕

2018/11/09

国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃委員会第 71 会期が閉幕した。今会期で委員会は、ネパール、コンゴ、バハマ、サモア、モーリシャス、タジキスタン、マケドニア、ラオスの報告書を審査し、それぞれに対する最終見解と勧告を採択した。また、世界規模の移住における女性と少女の人身取引に関する勧告のコンセプトノートを討議し、8 件のフォローアップ評価を採択し、フォローアップ作業方法を改善した。個人通報については、2 件の最終決定と作業方法に関する文書を採択した。さらに、女性差別に関する作業部会、自由権規約委員会、女性に対する暴力に関する特別報告者との意見交換も行った。第 72 会期は 2019 年 2 月 18 日～3 月 8 日に開催され、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、ボツワナ、ブルガリア、コロンビア、エチオピア、セルビア、英国の報告書の審査が行われる予定である。

世界人権宣言 70 周年 30 条文に関する 30 の文章

2018/11/09

国連人権高等弁務官事務所

世界人権宣言は 1948 年 12 月 10 日に採択された。採択 70 周年を記念して、人権高等弁務官事務所は人権宣言の各条文に関する文章を明日から 30 日間毎日公表する。30 の条文には、最も基本的な生命の権利に関する規定から、食糧・教育・労働・健康・自由の権利など、人生を価値あるものにするための規定が含まれている。前文では、すべての人間の固有の尊厳が強調され、人権は“世界における自由、正義、平和の基礎”であると規定されている。すべての人権は等しく重要であり、人権に上下の関係はない。一つの人権は、他のすべての人権の実現なくして完全に実現されることはない。世界人権宣言はこれまでに 512 の言語に翻訳されており、最も翻訳された文書としてギネス世界記録にも認定されている。その諸原則は国内法、地域条約、90 カ国以上の憲法で規定されている。多くの国連条約は世界人権宣言の各条文から派生している。

世界人権宣言 第1条：我々すべては生まれながらに自由で平等である

2018/11/10

国連人権高等弁務官事務所

尊厳はすべての人権の基礎である。人間は権利を有し、各人に固有の価値があるため、究極の注意を持って扱われなければならない。人権は良い行いの恩恵ではなく、あらゆる時と場所であらゆる人に付与されるものである。人の尊厳は3年早く策定された国連憲章で規定されており、世界人権宣言の前文でも強調されているが、2度の世界大戦の恐怖を踏まえて、国際社会は人の尊厳を人権宣言の第1条に置くことが重要とみなした。尊厳の語は人権宣言の中で5回も現れる。また、1945年には憲法で尊厳の語を用いる国は5カ国に過ぎなかったが、現在では160カ国以上の憲法で尊厳は人権として認められている。なお、第1条はわずかではあるが、ジェンダーの概念を示している。すなわち、第1条にはじまり、第23条と第25条を除く宣言全体で「すべての人(“everyone”, “all”)」「何人も(“no one”)」が使われている。これは当時としては注目に値することである。

世界人権宣言 第2条：差別からの自由

2018/11/11

国連人権高等弁務官事務所

第2条は、すべての人は、“人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地その他の地位等によるいかなる差別をも受けることなく”、この宣言に掲げるすべての権利と自由を享有することができる」と規定する。この文言は様々な地域的人権条約に反映されており、障害者権利条約など多くの国連条約がこの第2条に基礎を置いている。また、迫害されているすべての集団や特別な国際条約の具体的な対象となっていない集団を保護する上でも重要である。差別を禁止し、さらに人権はすべての人に帰属すると積極的に主張する第2条は、年齢、LGBT、1948年当時には議論されていなかったその他の重要な問題を明確にするための根拠となっている。第1条と第2条は宣言全体の差別禁止の基調となっており、進化を続ける新たな国際基準に今なお影響を与え続けている。

拷問禁止委員会第 65 会期開幕

2018/11/12

国連人権高等弁務官事務所

拷問禁止委員会第 65 会期が開幕し、人権高等弁務官事務所の代表が開会の挨拶を行った。内容は以下のとおり。9 月 24 日に開かれた「拷問に関与しない貿易のための提携」の初の閣僚会議で、バチレ新人権高等弁務官は、各国は拷問を禁止し関与しない法的義務を負うだけでなく、拷問等禁止条約に基づき効果的防止措置をとる義務も負い、いかなる政府・企業も拷問を輸出してはならず、政府は国内で違法な装置の販売を許可すべきではなく、自国の製品の最終用途に気づかぬふりをしてはならないと述べた。高等弁務官はまた、拷問禁止委員会などの拷問禁止に関わる国連機関が果たしている活動の重要性に十分な理解を示した。国連事務総長は最近の報告書の中で人権分野で国連に協力する者に対する脅迫・報復の問題を取り上げたが、拷問禁止委員会は脅迫・報復の問題に関しても条約機関制度内で主導的役割を果たしており、その貢献はなくてはならないものである。

世界人権宣言 第3条：生命の権利

2018/11/12

国連人権高等弁務官事務所

生命の権利は各国が受け入れた主な権利の一つである。国連が設立された1945年に生命の権利が規定された憲法は27%に過ぎなかったが、現在は世界の憲法の77%がこの権利を規定している。生命の権利は、自由な発言、婚姻、国籍の保持など、他のすべての権利を享有するための根本である。今年10月に自由権規約委員会が公表した一般的意見は、生命の権利を保護・尊重・確保する義務には多くの問題が含まれており、環境悪化・気候変動・持続不可能な開発も、現在と将来の世代の生命の権利に対する重大な脅威となると明記している。第3条には、医療の剥奪、超法規的殺害、警察による非武装の抗議者に対する実弾の使用などの多くの問題が含まれているという主張もある。第3条はまた、世界の死刑廃止努力の中核である。1948年には死刑廃止国は14カ国に過ぎなかったが、今では国連加盟国の3分の2が死刑を廃止、もしくは実際には適用していない。

強制失踪委員会 各国政府・市民社会組織と会合

2018/11/13

国連人権高等弁務官事務所

強制失踪委員会は、各国政府や NGO と会合した。委員長は、今会期では日本、メキシコ、ポルトガルの審査を行うこと、失踪者の捜査・発見の方法に関するガイドラインをまもなく公開する予定であること、国連総会に認められた会合時間の延長を実現するには資源が不足していることなどに言及した。人権高等弁務官事務所の代表は、資源不足のために事務所は委員会の活動週間の延長を支援することができず、その結果として、委員会は 500 件以上の個人からの緊急行動の要請に適切に対応できていないと述べた。各国政府の代表は、フォローアップ手続、報告書提出のサイクル、選択議定書の進展状況などを質問した。NGO の代表からは、30 カ国以上の第 1 次報告書が未提出である現状から、委員会は未提出の国について報告書のないまま審査するよう求める発言があった。日本政府代表も発言し、強制失踪条約の批准国倍増のキャンペーンを支援していることなどに言及した。

世界人権宣言 第4条：奴隷からの自由

2018/11/13

国連人権高等弁務官事務所

第4条は、何人も、奴隷にされ、または苦役に服されることはないと規定している。奴隷制同様の慣行と人身取引は現在もなお行われている。奴隷制を根絶することは困難である。2016年には推定4,030万人が現代的奴隷の状況にあり、その70%は女性と少女であった。ILOによれば、過去5年間に8,900万人が数日から5年の期間の現代的形態の奴隷制を経験している。人身取引は本質的にグローバルな問題であり、国連薬物犯罪事務所(UNODC)の報告書には、約160の国籍の人々が約140カ国で発見されたことが記載されている。ILOはまた、世界の衣料産業の労働者6,000～7,500万人のうち75%が女性と少女であり、搾取や虐待が生じていること、宿泊業・飲食サービス業の強制労働者の92%が女性と少女であること、大多数が女性である家事労働者の推定24%が強制労働をさせられていることも公表している。現代的形態の奴隷制は犯罪であり、許されてはならない。

世界人権宣言 第5条：拷問からの自由

2018/11/14

国連人権高等弁務官事務所

第5条は拷問禁止を規定している。さらに1984年に採択された拷問等禁止条約は、「戦争状態、戦争の脅威、内政の不安定又は他の公の緊急事態であるかどうかにかかわらず、いかなる例外的な事態も拷問を正当化する根拠として援用することはできない」と規定している。現在ではデジタル・カメラが至る所に存在するため、拷問の言い逃れをすることは難しくなった。世界中の活動家が命がけで虐待を記録し、速やかにソーシャルメディアで拡散している。しかし、問題は早期警戒の欠如ではなく、早期行動の欠如である。国内外の独立の監視機関による拘禁場所の定期的な監視は、拷問を防止する最も効果的な方法のひとつである。人権を国際レベルに高めるということは、行動の規制がもっぱら国内基準だけによらないことを意味する。拷問など最も重大な国際犯罪の容疑者は、“普遍的管轄権”の原則に従い、自国以外で逮捕・起訴・処罰される可能性がある。

世界人権宣言 第6条：法の下において認められる権利

2018/11/15

国連人権高等弁務官事務所

第6条は人権全体に適用されるものである。仮に人が「法の下において人として」認められなければ、社会・経済分野の権利を含めて多くの権利が脅かされかねない。第6条は強制・非自発的失踪の現象とともに明確になった。強制・非自発的失踪は必ずしも政府の治安部隊によると限定されるわけではなく、犯罪組織が行う場合もある。中南米や東南アジアでは、ビジネスや経済的利益に抵抗する地域住民の権利のために立ち上がる人権活動家や環境活動家が、強制・非自発的失踪の標的になっている。言うまでもなく、法の下に認められないということは広範な問題である。国によっては今なお女性が男性と同じ権利を有せず、32カ国では女性はパスポート申請に男性の許可を要し、30カ国では女性は住む場所を選択することができない。また、390万の無国籍の人々が国民保護の法や制度から排除され、その結果、社会的・政治的・経済的・市民的権利のほぼすべてを侵害されている。

強制失踪委員会第 15 会期閉幕

2018/11/16

国連人権高等弁務官事務所

強制失踪委員会第 15 会期が閉幕した。今日の会合では、日本とポルトガルの報告書に対する最終見解と勧告、メキシコの追加情報に関する見解が採択された。最終見解と勧告は来週ホームページに掲載される予定である。今会期で委員会は、12 月 1 日の期限までに人道に対する罪に関する声明文を国際法委員会に送付すること、報告書提出の遅延が顕著な国に関して、まず 3 カ国の状況を報告書のないまま審査すること、失踪者の捜索・発見の義務に関する指導原則案を第 16 会期で採択するため、関係者との協議を開始することを決定した。閉会の挨拶の中で委員長は、委員会は 600 件以上の緊急行動の要請を受理しており、様々な国に対して 500 件以上の緊急行動を行ったこと、強制・非自発的失踪作業部会や拷問禁止委員会との協力強化の方法や共通の関心事項に関する討議を行ったことに言及した。第 16 会期は 2019 年 4 月 8～18 日に開催される予定である。

世界人権宣言 第7条：法の下において平等の権利

2018/11/16

国連人権高等弁務官事務所

第7条は、法はあらゆる人に普遍的であり、あらゆる人々を公平に扱わなければならないことを規定している。この条文の中で、差別禁止は3回に及んでいる。差別禁止義務は、女性・先住民族・移住者・障害者などに対する具体的な形態の差別の禁止として多くの国際条約で詳細に規定された。この義務は、人種・宗教・性的指向・性自認による差別にも及ぶ。人権宣言の採択から数十年の間に、政府が特定の集団に対する不利な扱いを慎むだけでは不十分となり、今では各国政府は差別救済のための積極的な措置をとらなければならない。例えば、障害者権利条約では、各国政府は障害者自身が法的決定を行うよう支援しなければならないと規定されている。バチエレ人権高等弁務官は、70年間の大きな進歩を認めながらも、我々すべてが貧困、剥奪、苦痛、ジェンダーなどの差別から自由になるまでには長い道のりをたどらなければならないと述べている。

世界人権宣言 第8条：救済を受ける権利

2018/11/17

国連人権高等弁務官事務所

第8条は、すべての人は効果的な救済を受ける権利を有すると規定している。真の平和とは、戦争がないだけでなく、正義が存在することである。正義は裁判と処罰だけを意味するものではない。世界人権宣言が規定する正義は、憲法や法律で認められた権利の侵害に対する効果的な救済を含む包括的なものである。長年にわたり各国政府は様々な救済を行ってきた。金銭賠償をはじめ、地位の回復、再発防止、刑務所からの早期の釈放、法律の改正、滞在許可、公職への復帰、就職の支援、住居の提供などである。被害者が死亡している場合には、家族の財産相続に関する証明、墓地の公的承認、記念碑の建立、被害者にちなんだ広場の命名、口頭・文書での公的な謝罪などが行われている。多くの場合、いかなる救済をもってしても、被害者の権利侵害を完全に消し去ることはできないが、救済は被害者の痛みを和らげ、彼らが将来に目を向けるために重要である。

世界人権宣言 第9条：恣意的拘禁からの自由

2018/11/18

国連人権高等弁務官事務所

第9条が基本的に意味するのは、何人も正当な理由なく、刑務所に収容・監禁されることはないということである。この条文は、庇護申請者拘留センター、移住者施設、薬物治療センターなど多くの場所にも適用され、また、第3条(生命の権利)や第5条(拷問・虐待の禁止)に密接に関係する。拘禁は、国内・国際法、明確な公的手続に従って行われなければならない。拘禁が恣意的とならないためには、適正・予測可能・必要で、均衡が保たれ、裁判に基づいていなければならない。政府は、公判を待ち、有罪判決を下された人々などの自由を剥奪することができる。公平な裁判がなく、あるいは法的根拠がない拘禁は恣意的とみなされる。人々が人権宣言が掲げる権利、すなわち表現の自由(第19条)、宗教の自由(第18条)、庇護を申請する権利(第14条)を行使しただけで、拘禁されることがあってはならない。

強制失踪委員会 日本、ポルトガル、メキシコに関する見解を公表

2018/11/19

国連人権高等弁務官事務所

強制失踪委員会が11月5～16日の会期で審査した日本、ポルトガルに関する最終見解、メキシコに関するフォローアップの見解を公表した。最終見解には、各国の強制失踪条約の実施における積極的評価と懸念事項が示され、勧告が記載されている。この会期中にはまた、失踪者の捜索・発見に関する指導原則案が採択され、2019年4月の最終採択に向けて、すべての関係者との協議のために一定期間公開することも決定された。この草案はまもなく委員会のホームページに掲載される予定である (<https://www.ohchr.org/EN/HRBodies/CED/Pages/CEDIndex.aspx>)。次の会期は、2019年4月8～18日に開催され、チリ、イタリア、ペルーの報告書が審査される予定である。

世界人権宣言 第10条：公正な審理を受ける権利

2018/11/19

国連人権高等弁務官事務所

公正な審理の保障は、第6・7・8・11条でも見受けられる。公正な審理を受ける権利は、あらゆる国で議論の余地なく受け入れられている。公正な審理は容疑者や被告人を保護するだけでなく、正義と法の支配に対する信頼を高め、社会をより安全かつ強固にするものである。公正な審理には次のことが含まれる。裁判所への出廷、独立の公平な裁判所での迅速な公開審理、弁護士の選任あるいは無償での提供、推定無罪、自身に不利な証言を強要されないことである。これらは自由権規約に詳細に規定され、多くの地域人権条約にも含まれている。また、質の高い裁判記録や裁判手続の翻訳も、公正な審理に関わる事項とされるようになった。さらに、公正な審理は裁判官・検察官・弁護士の独立性にも関係する。近年、人権高等弁務官事務所、国連人権機関、独立専門家が多くの国の公正な審理と法曹の独立性に警告を発している。

ビジネスと人権フォーラム開催の予定

2018/11/19

国連人権高等弁務官事務所

ビジネスと人権に関する国連フォーラムが 11 月 26～28 日に国連欧州本部で開催される。フォーラムは人権高等弁務官事務所が主催し、政府・企業・市民社会の代表 2,000 人以上が参加し、「ビジネスの人権尊重-活動に基づいて」のテーマの下で、企業の人権尊重に関する実行を評価する。具体的には、巨大・複雑なバリューチェーンにおける実務者の人権に対する相当な注意、企業の人権リスク管理に関する投資家の要請、企業の人権尊重に関する政府の規制・政策による奨励、購入者・投資家・所有者の役割に関する政府の指導、企業責任を促進するための人権擁護活動家・市民社会組織の活動、新技術(AI、自動化)による新たな脅威と新たな機会、女性・LGBTI 差別撤廃に関する企業の活動、企業の人権尊重が気候変動やグリーン経済移行にもたらす影響、人権擁護活動家の擁護と公共政策における人権の保護のための企業の活動などについて討議が行われる。

世界人権宣言 第11条：推定無罪

2018/11/20

国連人権高等弁務官事務所

第11条の第1項は、すべての者は、有罪の立証があるまで無罪と推定されると規定している。第2項は遡及法を禁止する。すなわち、「何人も、実行の時に国内法または国際法により犯罪を構成しなかった作為または不作為のために有罪とされることはない」と規定している。第2項起草の際には、国内法に存在していなかった「平和に対する罪」や「人道に対する罪」を審判したニュールンベルグ裁判が違法とされることも懸念された。しかし、結果的にこの項は採択され、いくつかの犯罪が国際的管轄下にあるとの認識に基づいて、1990年代の初頭からシエラレオネ、カンボジア、旧ユーゴ、ルワンダなどでの和解を扱う法廷や特別裁判所が設置され、2002年には国際刑事裁判所の設立が確定された。国際刑事裁判所に関するローマ規程は、レイプやジェンダーに基づく犯罪も人道に対する罪・戦争犯罪であると明確に規定している。

世界子どもの日 専門家が共同声明

2018/11/20

国連人権高等弁務官事務所

世界子どもの日と子どもの権利条約 29 周年に際し、子どもの権利委員会委員長、子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表、子どもと武力紛争に関する事務総長特別代表、子どもの売買・性的搾取に関する特別報告者が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。世界各国の政府に対して、子どもの権利の実現と子どもの権利条約の実施を最優先事項にするために団結するよう求める。子どもの権利条約はほぼ普遍的に批准されたが、この条約での確約を再確認し、具体的な行動をとる必要がある。どの子どもも置き去りにしないための最善の方法は、すべての子どもが恐怖・暴力・絶望の世界で成長することがないよう、子どもを最優先にすることである。行動しないこと、あるいは子どもの権利と子どもの最善の利益を尊重しない措置は、子どもの成長と福利に対してだけでなく、社会全体に対して長期にわたり悪影響を与える。

高齢者の人権に関するウィーン宣言

2018/11/20

国連人権高等弁務官事務所

11月12～13日にウィーンで開かれ、各国政府代表・学会・市民社会・活動家・高齢者自身が参加した国際会議で、高齢者の人権に関するウィーン宣言が採択された。高齢者の人権に関する独立専門家はこれを歓迎し、次のように述べた。「ウィーン宣言は、存在が見えず社会的影響力のない高齢者の権利の一層の保護の明確化に向けた重要な一歩であり、高齢化に関する国連作業部会が進める規範の議論に寄与するものである。宣言はまた、新技術が高齢者に与える影響を認めている。デジタル化やテクノロジーに基づくツールは、高齢者の能力の維持・強化を助け、自律・独立し尊厳が保たれた生活を可能にするものとなりうる。とはいえ、我々は、そうした技術が問題とならないようにし、すべての高齢者がテクノロジーから十分な恩恵を受けるよう確保しなければならない。テクノロジーの企画、提供、活用の監視には高齢者が関与することが必要である。」

世界人権宣言 第12条：プライバシーの権利

2018/11/21

国連人権高等弁務官事務所

プライバシーは人格の発展と尊厳の保護に不可欠である。生活への望まない干渉から守り、世の中とどのように関わりたいかを決定し、自分の身体・領域・物事・コミュニケーション・情報へのアクセスを制限する境界を作るものである。プライバシーは絶対的な権利ではなく、制限が加えられる場合があるが、プライバシーの侵害はあくまで社会の利益に応じていなければならない。政府や企業が個人のデータの収集を進めるのに伴い、プライバシーの概念は現在、これまで以上に我々の生活の中核となっている。世界人権宣言は、人権宣言の起草者が予期することができなかったデジタル時代においても、すべての人々の尊厳と権利を確保するための明確な枠組である。バチエレ人権高等弁務官は、デジタル時代の政府の活動や規制にも人権が適用されるべく、政府、人権弁護士、コンピューター科学者・技術者は協力して取り組まなければならないと述べている。

世界人権宣言 第13条：移転の自由

2018/11/22

国連人権高等弁務官事務所

すべての人は、自国内で自由に移転し、居住する場所を選択できなければならない。国内避難民の権利はこの条項に由来する。国内避難民に関する国連指導原則は、彼らはキャンプや定住地の内外で自由に移転する権利を有すると規定する。居住地から追われた人々は、その80%は女性・子ども・高齢者であるが、政府によって保護されなければならない。しかし、彼らを元の居住地から避難させ、あるいは彼らを反乱軍から保護しないのは、まさしく政府なのである。避難は現在の重要な問題の一つであり、2017年末時点では、6,850万人が戦争・紛争・迫害により避難を強いられていた。この中に、気候変動から避難して移転した人々という新たに増大するカテゴリーは含まれていない。さらに、女性が国内で自由に移動することができないという問題もある。現在17カ国で、女性には自宅から移動することが法律で禁止されている。

気候変動に関する高等弁務官の各国政府宛の書簡

2018/11/22

国連人権高等弁務官事務所

来月開かれる COP24 を前に、バチエレ人権高等弁務官がすべての政府に公開書簡を送った。内容は以下のとおり。気候変動はすでに人々の生活、人権の効果的享有、生態系に影響をもたらしている。各国の温室効果ガス排出量を合計すると、世界の平均気温は産業革命前より 3 度上昇することになり、その結果、国家・生態系・人々・生活手段が存続し得なくなる。最初に被害を被るのは、ジェンダー・経済的地位によりすでに差別されている人々、先住民、少数民族、移住者、国内避難民・高齢者・障がい者の人々である。各国政府には、気候変動の影響を受ける人々が効果的救済、尊厳が保たれた生活に必要な措置にアクセスできるようにし、気候変動の悪影響を緩和するとして自己の確約を強化する義務がある。各国政府は、温室効果ガス排出量の規制、気候変動緩和への資源の適用、気候に関する行動への人々の有意義な参加のために個別・集団的に行動しなければならない。

人権理事会への SIDS 参加に関するワークショップ

2018/11/22

国連人権高等弁務官事務所

11月19～20日にガイアナの首都ジョージタウンで、小島嶼開発途上国(SIDS)の人権理事会への参加強化に関するワークショップが開催され、「ジョージタウン宣言-2022年に向けて」が採択された。同宣言には、最貧国(LDCs)・小島嶼開発途上国(SIDS)信託基金の機能改善のために協力すること、カリブ地域のSIDSの問題が人権理事会で討議されるよう確保することなどが記載されている。ワークショップでは、ジュネーブに常駐代表を置かないSIDSやLDCsの能力を強化すること、SIDSの人権理事会理事国を増やすことも求められた。ワークショップは2017年の人権理事会決議34/40に従って開かれた。同決議はLDCs・SIDS信託基金に対して、アフリカ・アジア太平洋・カリブ地域で2022年までにワークショップを開くことを促している。ワークショップの目的には、人権理事会の活動へのLDCsやSIDSの参加のための信託基金による支援の評価などが含まれている。

世界人権宣言 第 14 条：庇護を求める権利

2018/11/23

国連人権高等弁務官事務所

現在、避難民は 6,800 万人以上、そのうち 2,500 万人が難民、4,000 万人が国内避難民である。第 14 条で規定する迫害からの庇護を求めこれを享有する権利は、非政治的犯罪、国連の目的・原則に反する行為による訴追を逃れたい人々、戦争犯罪・平和に対する罪・人道に対する罪を犯した人々には認められない。第 14 条の権利を行使するには、実際に他国へ入国していることが必要であるが、今では世界中の国々が門戸を閉ざし、難民や移住者が締め出されている。現在はまた、“難民”の定義に当てはまらないゆえに、庇護を認められない人々も数多く存在する。例えば、いわゆる“気候難民”や飢饉のために避難した人々である。2018 年に採択された移住に関するグローバルコンパクトは、各国政府に対して、自然災害、気候変動の悪影響、環境悪化により自国から避難せざるをえない移住者のための解決策を特定・整備・強化するために協力するよう求めている。

女性殺害の中止を求める共同声明

2018/11/23

国連人権高等弁務官事務所

11月25日の女性に対する暴力撤廃の国際デーを控え、女性に対する暴力に関する特別報告者、女性差別撤廃委員会などが共同声明を公表した。内容は以下のとおり。国連などのデータによると、親密なパートナーによる殺人の被害者の80%が女性である。#MeToo運動などによって、女性に対する暴力は社会全体で起きていることが明らかになったものの、適切な法律や政策による対応はなく、女性が必要とする結果や日常の変化は生じていない。新たな形態の暴力やオンライン上の暴力を含めて、ジェンダーに基づく暴力は世界中で不処罰のままである。独立の世界的・地域的機関に対して、女性に対する暴力に対応するために、人権に関する既存の規範的枠組の下で協力を強化することを求めたい。また、ジェンダーに基づく殺害やフェミサイド(女性殺害)の世界的蔓延を終わらせ、暴力について声をあげた人々(#MeToo)を保護することを求めたい。

人種差別撤廃委員会開催の予定

2018/11/23

国連人権高等弁務官事務所

人種差別撤廃委員会が11月26日～12月14日に開催され、アルバニア、ホンジュラス、イラク、ノルウェー、カタール、韓国の審査が行われる。会合の様子はインターネットで中継され(<http://webtv.un.org/live>)、委員会の最終見解は12月14日に公表される予定である。人種差別撤廃委員会は、各国の人種差別撤廃条約の遵守を監視する機関であり、18名の委員で構成される。彼らは世界中から選出された人権専門家で、自国の代表としてではなく、個人の資格で委員を務める。上記の6カ国を含む条約の締約国(現在179カ国)は、条約と委員会の前回の勧告の実施状況について、定期的に委員会の審査を受けなければならない。委員会の最終見解は、各国の条約上の義務の遵守状況を独立に評価するものである。

世界人権宣言 第15条：国籍をもつ権利

2018/11/24

国連人権高等弁務官事務所

地球上のほとんどの人々には国籍をもつ権利が認められているが、およそ 390 万人の人々は無国籍である。これは公にされている人数であり、実際的人数はその3倍と難民高等弁務官事務所 (UNHCR) は推定する。国籍は“他の権利をもつための権利”であり、国籍をもたなければ、教育、治療、就職、犯罪被害の通報、外国旅行など、多くの権利を行使することができない。無国籍の原因は、国の崩壊や分裂、誤った国内法規定、他国の法律との抵触、行政手続の瑕疵などである。また、政治的・人種的・民族的迫害を受ける中で意図的に国籍を否定・剥奪され、その後避難した国で無国籍のままという人々も存在する。近年、無国籍の解決・防止のために協調した努力が払われている。UNHCR が 2014 年に開始した無国籍根絶・防止のキャンペーン以降、16 万 6 千人以上が国籍を取得するなど、多くの成果がみられる。その一方で、気候変動によって多くの無国籍者が生じる事態が懸念されている。

世界人権宣言 第 16 条：婚姻し家庭をつくる権利

2018/11/25

国連人権高等弁務官事務所

人権宣言のほとんどの条項は「すべての人(“everyone”、“all”) 「何人も (“no one”)」で始まるが、第 16 条では「男女 (“men and women”)」は婚姻する権利を有するとされている。これは、人権宣言の女性の起草者らが、女性は婚姻において男性と平等な権利を有することを明記すべきだとした決意の成果である。現在では、第 16 条は異性との婚姻に関する規定ではなく、両性の平等な婚姻の権利に関する規定だとする解釈が増えている。第 2 項の「婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する」という規定と、第 1 項の「成年の」男女の婚姻に関する規定から、子ども婚と強制婚は禁止されていることになる。また、「家庭をつくる権利」は意識的な選択を意味しており、出産の計画、生殖のコントロールの権利にも拡大されるべきだという主張もある。さらに、すべての婚姻・家庭の平等・無差別を確保するために、第 16 条の権利が再解釈されている。

世界人権宣言 第 17 条：財産を所有する権利

2018/11/26

国連人権高等弁務官事務所

人権宣言で規定されている多くの権利が重要な国連条約で詳しく規定されているのに対して、私的財産を所有する権利はその後の人権条約で具体的に規定されていない。しかし、先住民族権利宣言は、土地・領域・資源に関する先住民族の権利を認め、また、開発計画のために資源豊富な土地から立退きを強いられる少数民族や先住民族は、「何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない」という第 2 パラグラフの文言をしばしば援用している。女性はしばしば法律や社会規範によって財産を所有することができないとされている。世界銀行によると、世界の経済分野のほぼ 40%で女性の財産に関する権利に何らかの制約が存在し、39 カ国では息子は娘よりも多くの財産を相続している。女性の財産権と繁栄は結びついている。チリの作家は次のように述べている。「女性がエンパワーされれば、子どもと家族が幸せになる。家庭が繁栄すれば、村が繁栄し、そして国全体が繁栄する。」

人種差別撤廃委員会第 97 会期開幕

2018/11/26

国連人権高等弁務官事務所

人種差別撤廃委員会第 97 会期が開幕した。今会期では、アルバニア、ホンジュラス、イラク、ノルウェー、カタール、韓国の状況が審査される。開会にあたり、人権高等弁務官事務所の代表があいさつを行った。代表は、現代的形態の人種主義に関する特別報告者が第 73 回国連総会に、ナショナリストのポピュリズムが無差別・平等の基本的人権原則に与える脅威、ネオナチズムと不寛容の拡大におけるデジタル技術の現代的利用に関する二つの報告書を提出し、デジタル技術の匿名性と海外との容易なアクセスが過激主義のイデオロギーの主流化を助長し、オンライン社会が人種的優越と不寛容を支持する集団の避難場所として機能していることを強調したと述べた。また、人権高等弁務官事務所は 2019 年 12 月にマレーシアで、東南アジアにおける人権・無差別・寛容促進に関するワークショップを開く計画があることに言及した。

国連マイノリティ・フォーラム開催の予定

2018/11/26

国連人権高等弁務官事務所

第 11 回マイノリティの問題に関する国連フォーラムが、11 月 26～30 日に開催される。各国政府、国連機関、国際・国内・地域機関、市民社会の代表 500 名以上が参加し、無国籍のマイノリティの権利を保護・促進する方法について討議し、勧告を行う予定である。今年の議題は次のとおり。①マイノリティに影響を与える無国籍の根本原因と結果—人権アプローチによる無国籍の防止、②紛争・強制的移動・移住の結果生じる無国籍—主な課題と可能な解決策、③無国籍のマイノリティの出生登録・帰化・市民権を促進することによる国籍をもつ権利の確保、④無国籍の影響を受けるマイノリティの女性と子ども—国内法におけるジェンダー平等の促進、である。マイノリティに関する特別報告者は、「世界の無国籍者の 4 分の 3 以上がマイノリティの人々である。差別的慣行、恣意的な国籍取得の要件、その他の人権問題が、無国籍の原因の中核にある」と述べている。

世界人権宣言 第 18 条：宗教または信念の自由

2018/11/27

国連人権高等弁務官事務所

第 18 条は、我々すべては宗教や信念をもち、あるいは宗教をもたず、変更する権利を有することを規定している。宗教と人権はしばしば互いに対立すると考えられている。ヘッドスカーフの着用や神への冒とく法の誤用に関する議論がその例である。人権高等弁務官事務所は 2017 年に「権利のための信念」の取組みを開始し、宗教指導者が人の尊厳・平等・多様性が保たれた平和な社会の構築に関わることを目指した。その一環で開かれた会合で、権利の支持者と信念の支持者が対立するのではなく、助け合うことができるよう、“信念”が“権利”を効果的に擁護する方法に関する 18 の確約が合意された。自由権規約委員会は、国内法によって宗教指導者に対する批判を処罰したり、宗教教義などの解釈を妨害してはならないと強調している。多くの国の裁判所はまた、信仰は他の教義の支持者に対する憎悪や暴力、女性の抑圧・差別のための免罪符とはならないことを明確にしている。

世界人権宣言 第19条：意見と表現の自由

2018/11/28

国連人権高等弁務官事務所

第19条の権利は、宗教・集会・公共の事項への参加など、多くの権利を支えるものである。しかしながら、表現の自由は無制約ではない。人権宣言の後に採択された条約で、国民的・人種的・宗教的憎悪の唱導は明確に禁止されている。いかなる意見ももつ権利はあるが、意見の表明が扇動となる場合には違法とされなければならない。現在、政府に対する異議や批判の鎮圧の口実にするために、“ヘイトスピーチ”や“扇動”の概念がますます誤用されていることが懸念される。意見・表現の自由に関する特別報告者は、各国政府は扇動にはならないような“憎悪の唱導”を漠然と禁止していると指摘している。また、政府は広範なオンライン・コンテンツを検閲し、時には曖昧な法律に基づいて処罰している。発言などに対する規制が増える現状を踏まえて、人権高等弁務官事務所はラバト行動計画で、自由な発言とヘイトスピーチを区別する際の指針を示している。

女性の人権擁護活動家の保護を求める共同声明

2018/11/28

国連人権高等弁務官事務所

11月29日の国際女性人権擁護活動家デーを控え、女性差別撤廃委員会、超法規的殺害・人権擁護活動家・女性に対する暴力に関する3名の特別報告者、女性差別作業部会が共同声明を公表した。共同声明には、女性の人権擁護活動家が様々な危険にさらされていることが具体的に示されている。そして、各国政府に対して次の5点が求められている。①女性人権擁護活動家の活動の重要性と合法性を高位の政府当局が公に認めること、彼女らに対する暴力や脅迫が許されることがないように確約すること、②人権擁護活動家の活動を処罰・妨害する法律を廃止し、措置を撤廃すること、③人権擁護活動家の活動の保護を担当する政府機関を強化すること、④国連への関与を理由とする報復を含め、人権擁護活動家に対する暴力・脅迫を捜査・処罰すること、⑤非政府関係者から脅迫される女性人権擁護活動家の保護に関して政府はしかるべき注意を払うこと、である。

世界人権宣言 第 20 条：集会と結社の自由

2018/11/29

国連人権高等弁務官事務所

第 20 条は第 19 条 (表現の自由) と結びついて、共通の利益を公的・私的・集団的に表明・促進・追求・保護する権利を規定している。“平和的集会”には、座込み、不満表示としての退出、徹夜の抗議、集団討論、劇場でのパフォーマンスなども含まれる。第 20 条はまた、集団の結成・参加の権利とともに、結社への参加を強いられないことも意味している。ソーシャルメディアなどの技術は、人権活動家やコミュニティが組織をつくり、人権侵害に対処するために不可欠なものであるが、ビデオでの監視、オンラインの検閲やハラスメント、ソーシャルメディアでの暴力の扇動が、集団や個人を脅かしている。世界各地の人権確保の最前線にいる市民社会の集団は、第 20 条の結社の保護の下にある。しかし、国連のデータによれば、2015～17 年の間に少なくとも 1,019 人の人権擁護活動家 (女性 127 人) が 61 カ国で殺害されている。これは氷山の一角に過ぎない。

人権専門家が G20 サミットに世界的な住宅危機への対応を求める

2018/11/29

国連人権高等弁務官事務所

11月30日に始まる G20 首脳会議に向けて、相当な住居に関する特別報告者が声明を公表した。内容は以下のとおり。住居を商品や金融商品として扱う新たな世界的傾向によって、経済不安が引き起こされている。G20 指導者は、住居を確保する人権が、金融関係者とその政府によって最高値をつける者に売られることがないようにしなければならない。しかし実際には、民間金融関係者が相場より安い地域の住宅を大規模に購入し、差し押さえられた抵当物件や割安の住宅さらには公共の住宅ストックを買い上げることを、政府は規制の欠如・課税構造・法律・政策を通して積極的に奨励している。その結果、低・中間所得世帯は住み慣れた土地の住宅には手が届かず、そこを離れざるをえなくなっている。アパートや家は金や石油のような商品ではない。住居はすべての人々がアクセスできるべき人権である。このように理解されない限り、公平・持続可能な開発を達成することはできない。

世界人権宣言 第 21 条：民主主義のための最短の方法

2018/11/30

国連人権高等弁務官事務所

第 21 条は民主主義の基本原則を規定している。すなわち、人民の意思は統治の権力の基礎とならなければならないこと、すべて人は“直接にまたは自由に選出された代表者を通じて”政治に参加する権利を有すること、普通選挙と秘密投票による定期のかつ真正な選挙が行われなければならないこと、すべて人は等しく公務につく権利を有することである。“民主主義”の文言は含まれていないが、第 21 条は、前文の「人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要である」の規定を反映するものとなっている。近年、自由・公平・定期の選挙を行う国の数は第 2 次大戦後最多となったが、“自由な”民主主義の割合は減少しつつあると指摘される。また、公的生活への女性の参加や女性閣僚の数は不十分である。女性議員の割合の世界平均は 24%、4 カ国では女性国会議員は皆無である。